



## 台湾:在宅勤務に伴う労働法上の留意点

執筆者:孫 櫻情、今泉 勇、吳 怡箴

台湾では、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の急速な拡大により、全域で警戒レベルが4段階中の第3級に引き上げられたため、政府により在宅勤務が推奨されています。これを受け、企業では在宅勤務を行う従業員の割合を上げながらも、雇用主として、労働関係法令を守りながら従業員をどのように管理していくか、模索が続いています。

以下、実務でよく遭遇する主な留意点について説明します。

### 1. 勤務時間の設定と勤怠管理

労働関係法令に基づき、始業時刻及び終業時刻については、就業場所がオフィスか自宅かを問わず、原則、労使双方による合意の上定めることが認められています。在宅勤務の場合、従業員は、労使による約定(又は就業規則)で定められた勤務時間において労務を提供するべきと考えられます。

また雇用主には、労働基準法に基づき、従業員の勤怠記録を作成し、これを保存する義務がありますので、在宅勤務をする従業員についても日々の勤怠記録を確実に取得し、保存する必要があります。実務上、勤怠状況の確認と記録については、出勤簿やタイムカードに限らず、雇用主はPCの記録や電子通信機器の記録を補助的に活用することが考えられます。記録方法の例としては、アプリケーションソフトウェア、音声通話、スマートフォンによる打刻、オンラインでの報告、顧客による署名、通信ソフトウェア又はその他の手段が考えられ、それらを、勤怠管理のツールとして活用することができます。企業は自身の業務形態、業務上のニーズ及び備えているハードウェア/ソフトウェアに応じ、より適した方法を選択し、対応することが許容されると考えられます。実際、業務日報などを従業員自身に記載させ、労使双方が合意した方法で報告させる雇用主も見受けられます。

### 2. 勤務時間の延長と残業代

在宅勤務において残業が必要となった場合、労働関係法令に基づき、従業員が雇用主の同意を得てから残業をするという、事前承認制を取り入れることが適切と考えられます。その上で、残業時間自体の記録については従業員が自身で残業の開始及び

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

終了の時刻を記録する一方で、会話や通信の記録、その間に作成された文書の提出記録など、労使双方の合意により定められた方法を補助的に活用して雇用主に報告することが考えられます。雇用主はこれら記録を保存し、残業代の計算及び支払いの根拠とすべきでしょう。

### 3. 通勤手当

在宅勤務体制が、通勤手当又は交通費の支給に影響するかどうかは、その性質により判断する必要があります。

即ち、会社が、従業員が実際に支出した交通費を根拠としてそれに応じた金額の手当を支給している場合、在宅勤務により通勤が不要になれば、支給の必要はないと考えられます。一方で、通勤手当が経常的に支給され実質的に賃金とみなされ得る場合(実際の通勤にかかった支出額を問わず一律同額支給されているなど)、通勤が不要になったからといって通勤手当を減額してしまえば、雇用者による一方的な賃金の引き下げ、又は従業員に不利となる措置ともみなされかねません。ケースバイケースの対応が考えられるものの、このような場合、事前に従業員の同意を得る方がより慎重な対応と考えられます。



ソン インチェン  
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士\*  
西村朝日台湾法律事務所共同代表

[i.sun@nishimura.com](mailto:i.sun@nishimura.com)

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[i.imaizumi@nishimura.com](mailto:i.imaizumi@nishimura.com)

2004年東京大学法学部卒業。2006年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。複数国での海外駐在経験を生かし、日系企業による台湾進出案件に集中的に関与。投資案件・紛争案件問わず、アジア諸国において各国外国法弁護士と緊密に連携して日系企業にアドバイスした豊富な経験を有する。



ゴ イチェン  
呉 怡箴

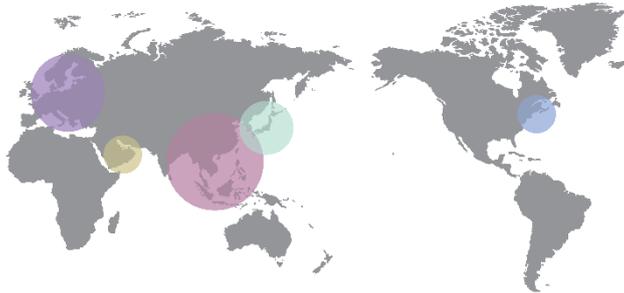
西村あさひ法律事務所 台北事務所 台湾およびニューヨーク州弁護士

[i.wu@nishimura.com](mailto:i.wu@nishimura.com)

2009年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年台湾公認会計士試験合格、2006年米国公認会計士試験合格。2009-2018年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)ほかにて勤務。主にクロスボーダーM&A、台湾での M&A および投資プロジェクト等に関するリーガルサポートおよびアドバイスを得意とする。

\* 外国法共同事業を営むものではありません。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のごニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。